

令和3年度滝上町障がい者優先調達推進方針

令和3年4月1日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲と調達対象

本方針の適用範囲は、本町の全ての部署が発注する物品等の調達とし、調達対象は、障害者優先調達推進法に規定する障がい者就労施設等とする。

4 調達する物品等及び調達目標

(1) 調達する物品等

ア 物品

日用品、印刷物、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

イ 役務

清掃、施設管理、軽作業その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

(2) 調達目標

物品等の調達にあたっては適正な予算の執行に努めながら障がい者就労施設等からの優先調達の可能性について十分検討のうえ、調達するものとする。

5 調達の推進方法

障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を各部署に周知するとともに、優先調達の推進を図る。

6 調達推進方針や調達実績の公表

本方針及び調達実績については、町ホームページ等により速やかに公表する。

7 調達推進方針に関する窓口

本方針の担当窓口は、保健福祉課福祉係とする。